

本レポートは病気や認知症等の医学的診断を行うものではなく、現在の状態から将来起こり得る生活上のリスクを整理し、早めの対応を検討するためのものです。

「現在の課題」と「将来のリスク」の整理



各分野の評価

1. 身体機能評価

測定項目	基準値	測定値	判定
握力（最大値）	18.0（kg）＊1	16.5（kg）	基準値を下回っている
5回立ち上がり時間	12（秒）＊1	12.82（秒）	基準値よりも遅れあり
TUG （Timed Up and Go）	> 13.5（秒）＊2	14.23（秒）	転倒に注意が必要な状態
基本チェックリスト			運動器機能の低下あり
運動器	運動器機能低下　：3項目以上	運動器　[3/5]	
低栄養	低栄養　：2項目以上	低栄養　[1/2]	
口腔機能	口腔機能低下　：2項目以上	口腔機能　[1/3]	

*1 医療・介護分野で使われている、加齢・栄養不足・運動不足等による心身の機能低下に関する基準値

*2 転倒リスクに関する基準値

【TUG動作の質的評価】

☒起立の遅延 ☒歩行速度低下 ☒方向転換遅延 ☐着座の遅延 ☐ルート逸脱 ☒ふらつき ☐補助具の使用

身体機能コメント

複数の指標で身体機能の低下がみられます。TUGにおいても、

2. 認知機能評価

	基準値	測定値	判定
基本チェックリスト 認知機能	1項目以上	認知機能 [1/3]	要経過観察

生活・手続き実行能力の状況（問診による）

記憶・時間：物をどこに置いたか忘れ、ときどき探すことがある。

移動・外出機能：日常的な徒歩での買い物やバスを利用した通院は自立して行えており、運動機能および外出機会は良好に維持されている。

金銭・書類管理：日常の小額決済は自身で実施できているが、複雑な書類の確認や振り込み手続き等についてはご家族のサポートを要する。

基本的ADL：自宅内は自立している。

認知機能コメント

生活・手続き実行能力に大きな問題はみられません。

基本チェックリストの「同じことを何度も聞くとと言われる」にチェックがついており、物忘れに関する周囲の人の気付きが見られます。現時点ですぐに日常生活に支障をきたすレベルではありませんが、認知機能の変化に注意すべき段階にあります。

（認知機能低下のリスクを高める要因・対策について）

認知機能低下は、脳細胞の働きが低下することによって起こる可能性があります。認知機能低下は、脳の働きが低下することによって起こる可能性があります。

しかし、認知機能低下は、脳の働きが低下することによって起こる可能性があります。認知機能低下は、脳の働きが低下することによって起こる可能性があります。認知機能低下は、脳の働きが低下することによって起こる可能性があります。

また、認知機能低下は、脳の働きが低下することによって起こる可能性があります。認知機能低下は、脳の働きが低下することによって起こる可能性があります。認知機能低下は、脳の働きが低下することによって起こる可能性があります。

3. 生活機能評価

	基準値	測定値	判定
基本チェックリスト			要経過観察
生活機能全般	1～20の項目：10項目以上	1～20の項目 [8/20]	
閉じこもり	閉じこもり：No.16該当	閉じこもり [0/1]	
気分・意欲	気分・意欲：2項目以上	気分・意欲 [1/5]	

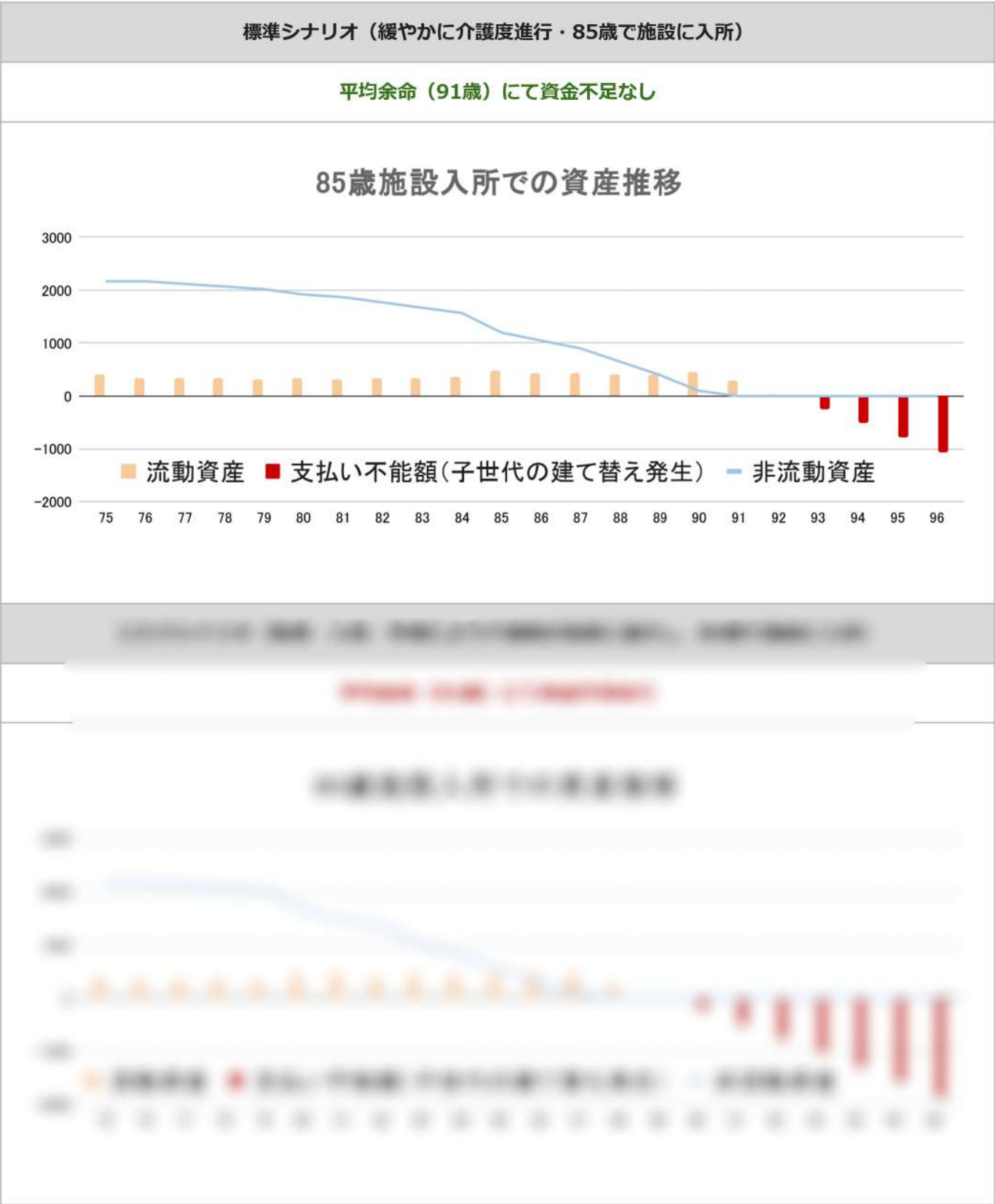
生活機能コメント

基本チェックリスト（1～20）における該当項目は8項目であり、基準値にはまだ達していません。しかし、基準値にとっても近い状況です。

「閉じこもり」に関しては、1項目該当（No.16）であり、基準値に達していません。しかし、基準値にとっても近い状況です。

「気分・意欲」に関しては、1項目該当（No.1）であり、基準値に達していません。しかし、基準値にとっても近い状況です。

4. 資産安定性評価



資産安定性コメント

まずは、現状の身体・認知・生活機能が緩やかに低下し、85歳頃に自宅から施設に入所するというシミュレーションをしてみました。現在の収支バランスでシミュレーションすると、85歳頃には流動資産だけでなく定期預金も底をついてくるので、生命保険の解約による返戻金の取得や、自宅不動産の売却も検討しはじめる時期です。85歳での施設入所後の介護度の進行も緩やかな場合、91歳の平均余命を迎える時点でも資産はマイナスになりません。

しかし、同様に、海外市場の競争力向上策として海外市場の進出を図ることは、海外に立派な拠点を設けることには必ずしも等しい。むしろ、海外で拠点を設けることは、海外市場の競争力向上策として有効である。この点も、海外に立派な拠点を設けることは、海外市場の競争力向上策として有効である。この点も、海外に立派な拠点を設けることは、海外市場の競争力向上策として有効である。

[illegible]

5. 法的備えの準備状況

手続き項目	準備状況	コメント
遺言書	未準備	相続を複雑にしそうな特殊な財産は見られませんが、生前の贈与財産や生前の借金などの考慮をしたほうが良い場合は、特に必要だと感じられます。
任意後見契約	未準備	判断能力の低下と定期預金の解約や自宅売却のタイミングが重なると、生前の意思がスムーズに実行できない可能性があります。本人の意思が十分に反映しづらい場合、任意後見制度で意思が実行される可能性があります。また、判断能力の低下と任意後見を利用したサービス利用の開始のタイミングが重なると、開始への手続きがスムーズに行えない可能性があります。 また、本人の意思が十分に反映し、判断能力の低下が起る前までに任意後見開始（任意後見利用による任意後見開始への移行）ができておくと、任意後見、サービス開始、開始へのスムーズに行えます。
家族信託契約	未準備	本人の意思が生前・死後とも、（任意後見制度のスムーズな開始や任意後見開始など）を考慮した場合は、意思が実行される可能性があります。
死後事務委任契約	未準備	任意後見制度で死後事務を行うのであれば、死後事務委任契約の締結が必要ですが、任意後見による開始が可能です。これは、エンディングノートを作成しておいて死後事務がスムーズに行われます。
エンディングノート ※法的効力はありませんが、重要な終活の1つなので記載しています	未準備	医療・介護・葬儀・埋葬などに関する本人の希望がないと、本人の意思が十分に反映しづらいです。遺言や任意後見制度で任意後見開始に備え、死後は葬儀の準備は必要とされています。事前に、エンディングノートを作成し、死後準備しておくことで、死後の葬儀の準備がスムーズに行われます。また、任意後見制度などで準備しておけば、死後の葬儀の準備がスムーズに行われます。